

地域の課題、現状と取組みの方向性等

就労支援部会

(平成 25 年度からの協議会で出された課題)

【就労に関する課題】

	現 状	具体的な課題	今後の対応方針 (または、どのように取り組んでいるか)
1	・養護学校卒業後の就労定着支援などアフターフォローが不足している。 (資料がどこにあり、どの様に発信しているのか)	・各機関の定着支援事業の強化拡充 ・各制度の周知と活用の促進 (ジョブサポーター事業、定着支援制度等)	・ジョブサポーター事業の活用の促進を図るための制度の改善等の検討 (情報発信) ・各関係機関によるリーフレット等の作成 ・基幹相談支援センターによる情報の収集と発信の取り組みの検討 ・就労相談、求職活動、定着支援の機能を持つ就労支援センターの整備 ⇒ 提言を検討
2	・職業相談窓口の新規登録者数は、精神障害の方が増加し、就職もできてきているが定着ができていない	・各機関の定着支援事業の強化拡充	・ジョブサポーター事業の活用の促進を図るための制度の改善等の検討 ・就労相談、求職活動、定着支援の機能を持つ就労支援センターの整備 ⇒ 提言を検討
3	・ジョブサポーター制度について、利用に偏りがみられ、全体的に利用し辛い雰囲気がある	・制度等に対する理解を深める ・ジョブサポーターの位置付け等の明確化	・ジョブサポーター事業の活用の促進を図るための制度の改善の検討
4	・ジョブサポーターの役割と障害者との距離感があり、ニーズの取りこぼしがある	・制度等に対する理解を深める ・ジョブサポーターの位置付け等の明確化	・ジョブサポーター事業の活用の促進を図るための制度の改善の検討
5	・ジョブサポーターの実習計画書の整備がされていない	・制度等に対する理解を深める ・ジョブサポーターの位置付け等の明確化	・ジョブサポーター事業の活用の促進を図るための制度の改善の検討
6	・ジョブサポーターについて、まだ活動が活発でないと感じている	・制度等に対する理解を深める ・ジョブサポーターの位置付け等の明確化	・ジョブサポーター事業の活用の促進を図るための制度の改善の検討
7	・就労後定着支援事業 (Wish) の活用方法		
8	・環境づくりをしても、意思決定ができなかったり、合わないといってやめるケースがある	・適切なマッチングの実施	・関係機関、事業所の取り組み (職場体験実習の実施等)
9	・障害者雇用の進んでいない企業等への働きかけが少ない	・就労支援機関の協力 ・ネットワークの構築 ・就労支援事業者と企業側の関わりを深める (お互いを知り理解し合う機会の創出)	・障害者支援協議会 (就労支援部会) での取り組みの検討
10	・地元の中小企業等に障害者雇用に関する情報が届いていないのでは	・助成制度等の周知と理解の促進	・障害者支援協議会 (就労支援部会) での取り組みの検討
11	・地元商工会議所との繋がりが薄い		・障害者支援協議会 (就労支援部会) での取り組みの検討
12	・市内就労支援事業者間の連携がない (ヨコの連絡体制が取れていない)	・就労支援事業所一覧の作成、活用 ・ネットワークの構築	・障害者支援協議会 (就労支援部会) での取り組みによる推進

13	・事業所の特徴や工賃の情報等が一覧できるような資料がない	・就労支援事業所一覧の作成、活用	・障害者支援協議会（就労支援部会）での取り組み（28年度資料の作成）
14	・就労移行支援事業所と地元の企業等との連携がない	・お互いのニーズの確認ができていない	・障害者支援協議会（就労支援部会）での取り組みの検討
15	・地域の中で、利用者がどこに行けば情報が得られるのかわからない	・わかりやすい窓口の周知と適切な情報の提供	・基幹相談支援センター等のインフォメーション機能の検討 ・就労相談、求職活動、定着支援の機能を持つ就労支援センターの整備 ⇒ 提言を検討
16	・就労継続A型事業所では、暫定支給を理由に特定求職者雇用助成金の対象とならない取り扱いになっている（実態として、暫定支給とする必要性はほとんどない）	・（但し書き適用の判断）	・29年5月以降支給要件の変更が予定
17	・就労支援事業所の仕事（受注）が中々増やすことができない	・目を向けてもらえれば仕事は生まれると考えている ・事業所同士や企業との連携を進める ・アピールする場や説明会の実施 ・地場産業との連携 ・商工会議所等との連携 ・優先調達法に基づく取り組みの推進	・障害者支援協議会（就労支援部会）での取り組みの検討 ・地元事業所への発注の促進
18	・求人があっても、障害者の採用に繋がらない場合が多い	・障害者雇用の周知と理解を図る	・市や協議会等での啓発活動の取り組み（体験・学習・理解の場の提供）
19	・地域性の事情で、よこすか障害者就業・生活支援センターが遠い		・就労相談、求職活動、定着支援の機能を持つ就労支援センターの整備 ⇒ 提言を検討
20	・B型事業所における体験実習について、訓練等給付費の請求ができない。補助制度もない。		・事業所運営上の課題として検討
21	【ダイレクトBについて】 ・就労継続支援B型利用に係る手続き等の流れが明確になっていない	・取扱いマニュアル等の周知・説明の実施	・障害者支援協議会（就労支援部会）での取り組みの検討 →28年度の事例からの検討を進める
22	【ダイレクトBについて】 ・利用者が就労移行支援事業所のアセスメントを受けるためにどうしたら良いのかということがみえていない	・取扱いマニュアル等の周知・説明の実施	・障害者支援協議会（就労支援部会）での取り組みの検討 →28年度の事例からの検討を進める
23	【ダイレクトBについて】 ・同じ養護学校の生徒で居住地によって支給決定までの流れが違うことになる（不利益にならないか）	—	—
24	【ダイレクトBについて】 ・養護学校としては、実習とアセスメントの関係が難しい	・取扱いマニュアル等の周知・説明の実施	・障害者支援協議会（就労支援部会）での取り組みの検討 →28年度の事例からの検討を進める

25	【ダイレクトBについて】 ・みなしの認定を行うと、その期間中は児童のサービスが使えなくなる場合がある	—	—
26	【ダイレクトBについて】 ・市資料のスケジュール通りには進められない（本人や保護者の希望は事業所の体験を行ってから出てくる）	・取扱いマニュアル等の周知・説明の実施	・障害者支援協議会（就労支援部会）での取り組みの検討 →28 年度の事例からの検討を進める
27	【ダイレクトBについて】 ・B型の利用が決まった後で計画案を作成するため、相談支援事業所としては動きづらい、どう動いてよいか分からない。	・取扱いマニュアル等の周知・説明の実施	・障害者支援協議会（就労支援部会）での取り組みの検討 →28 年度の事例からの検討を進める
28	【ダイレクトBについて】 ・ダイレクトBの事例について検証する場がない		・障害者支援協議会（就労支援部会）での取り組みの検討 →28 年度の事例からの検討を進める